

広島地方最低賃金審議会  
第2回 広島県各種商品小売業最低賃金専門部会  
議事要旨

開催日時	令和3年10月13日(水) 9時51分～11時34分		
開始場所	広島合同庁舎2号館5階 特別会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 2人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 広島県各種商品小売業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県各種商品小売業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から前回の専門部会の審議経過について説明を行い、他府県の各種商品小売業等にかかる審議(結審)状況について説明を行ったのち、各側から金額提示が行われた。</p> <p>労働者側委員より、「国民の暮らしを守るため、各種商品小売業の最前線で働く労働者はエッセンシャルワーカーであり、肉体的、精神的にも非常に大変な中で働いている。年齢構成としては30、40歳代が比較的少なく、高齢化が進み、年齢層の偏りが生じ、何も手を打たなければ衰退していくのみである。産業の安定的な発展のためには、人への投資として最低賃金引き上げが必要である。私たちの職業に誇りをもてる数字としては1000円を目指すものであるが、今この数字を出すのは乱暴であるので、協約上の上限である30円アップの908円を提示する。全会一致の結論となるよう真摯な話し合いをして参りたい。」と意見表明された。</p> <p>使用者側委員より、「エッセンシャルワーカーがコロナ禍の下、大変なことは理解しているが、他の産業で働く労働者も同様であると思う。その面の補償や対応は国が各種支援で対応すべきことである。そもそも各種商品小売業を特定最賃から外すことを基本として考えている。今回の審議では特定最賃額に1円でもプラスすればよいと思っていたが、特定最賃改定は県最賃を下回ってはいけないということなので、県最賃899円プラス1円、つまり、特定最賃額878円プラス22円を提示する。」と意見表明された。</p> <p>公益委員が各側の主張をそれぞれ確認したが、意見の一致に至らず、次回の審議に持越しとされた。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 広島県各種商品小売業最低賃金専門部会 日 時 10月27日(水) 13時から 会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室 主な議題 広島県各種商品小売業最低賃金の改正決定について</p>			